県内の障害者虐待の状況について

資料３

○養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、厚生労働省の全国の状況の公表に合わせて、県内の障害者虐待の状況について公表している。

単位：件数

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
養護者による虐待	通報・届出	328	510	637	826	778
	認定	88	135	115	108	103
障害者福祉施設 従事者等による虐待	通報・届出	123	171	200	249	267
	認定	32	39	36	46	60

●県の取組

・県・市町村では、再発防止を図るため、虐待を行った障害者福祉施設等に対し改善指導等を行っている。
・虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見・迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害者福祉施設従事者を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修を実施している。
・埼玉県社会福祉協議会に障害者権利擁護センターを設置し、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待に関する相談などに応じるとともに、障害者虐待防止に関する啓発・広報（ﾘｰﾌﾚｯﾄ配布等）を行っている。
・『埼玉県虐待通報ダイヤル（＃7171）』で、虐待の通報及び届出を24時間365日受け付けている。

○精神科病院従事者による障害者虐待の状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の7の規定に基づき、埼玉県内の精神科病院（さいたま市分を除く）における障害者虐待の状況について公表している。

単位：件数

		令和６年度	令和７年度
精神科病院従事者 による虐待	通報・届出	267	284
	認定	7	9

●県の取組

・虐待と認定した案件について改善計画の提出を求め、当該精神科病院では改善計画に基づき虐待防止に取り組んでいる。
・疾病対策課内に虐待通報窓口を設置し、精神科病院における虐待の通報及び届出を平日の8時30分～17時15分に受け付けている。
・『埼玉県虐待通報ダイヤル（＃7171）』で、虐待の通報及び届出を24時間365日受け付けている。